

理科教育等設備整備費の概要

1 趣 旨

理科教育等設備整備費の補助制度は、昭和 28 年に制定された「理科教育振興法」に基づき昭和 29 年度から開始された。

この制度は、公・私立の学校の設置者が、設備基準に定められている設備を整備する場合、その整備に要する経費の 2 分の 1 を当該学校の設置者に対し、予算の範囲内で補助するものであり、省令で定める基準に達していないものについて、これを当該設備基準までに高めるため、計画的な設備の整備を行い、理科教育の振興を図っている。

2 根 拠 法 令

理科教育振興法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 186 号）

理科教育振興法施行令（昭和 29 年 12 月 16 日政令第 311 号）

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和 29 年 12 月 28 日省令第 31 号）

3 内 容

(1) 補助金の名称

理科教育振興費国庫補助金

(2) 補助事業者

地方公共団体及び学校法人

(3) 補助対象経費

理科教育のための設備を整備するために必要な経費の内、文部科学大臣が認めるつぎのとおり
の経費

補助対象経費は、交付要綱に定める理科設備及び算数・数学設備の整備に要する経費の合計額とする。

学校ごとの補助対象経費は、交付要綱に定める 1 校あたりの基準金額を限度とする

小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部については、取得価格が 1 組 1 万円未満の設備、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部については、取得価格が 1 組 2 万円未満の設備、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部については、取得価格が 1 個又は 1 組 4 万円未満の設備、補助対象経費に含まないものとする。（地方交付税により財源措置）

交付要綱に定める品目以外の品目や数量を超える数量についても、別に定めるところにより基準金額の範囲内において補助対象とする。

補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1（沖縄にあっては 4 分の 3）の額とする。

4 経費の概念

理科教育設備費の全体イメージ（平成 15 年度予算案ベース）

7 割	国庫補助金	国庫補助金の補助裏 （交付税措置）	合計 = 38.6 億円
	(1/2)	(1/2)	
	13.5 億	13.5 億	
3 割	少額設備（交付税措置）		
	11.6 億		

関係法令

理科教育振興法（抄）（昭和二十八年八月八日法律第百八十六号）

（国の補助）

第九条 国は、公立又は私立の学校の設置者が、次に掲げる設備であつて、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の二分の一を、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助する。

理科教育振興法施行令（抄）（昭和二十九年十二月十六日政令第三百十一号）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 理科教育振興法（以下「法」という。）第九条第一項の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

（設備の基準）

第二条 法第九条第一項の規定に基づき同項第一号に掲げる設備について政令で定める基準は、学校の種類及び部別に応じ、別表第一から第三までに掲げる設備で理科教育（法第二条に規定する「理科教育」をいう。）のために通常必要なものとする。

2 前項の基準に関する細目は、中央教育審議会の議を経て、文部科学省令で定める。

別表（第二条関係）

第一 小学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部

（略）

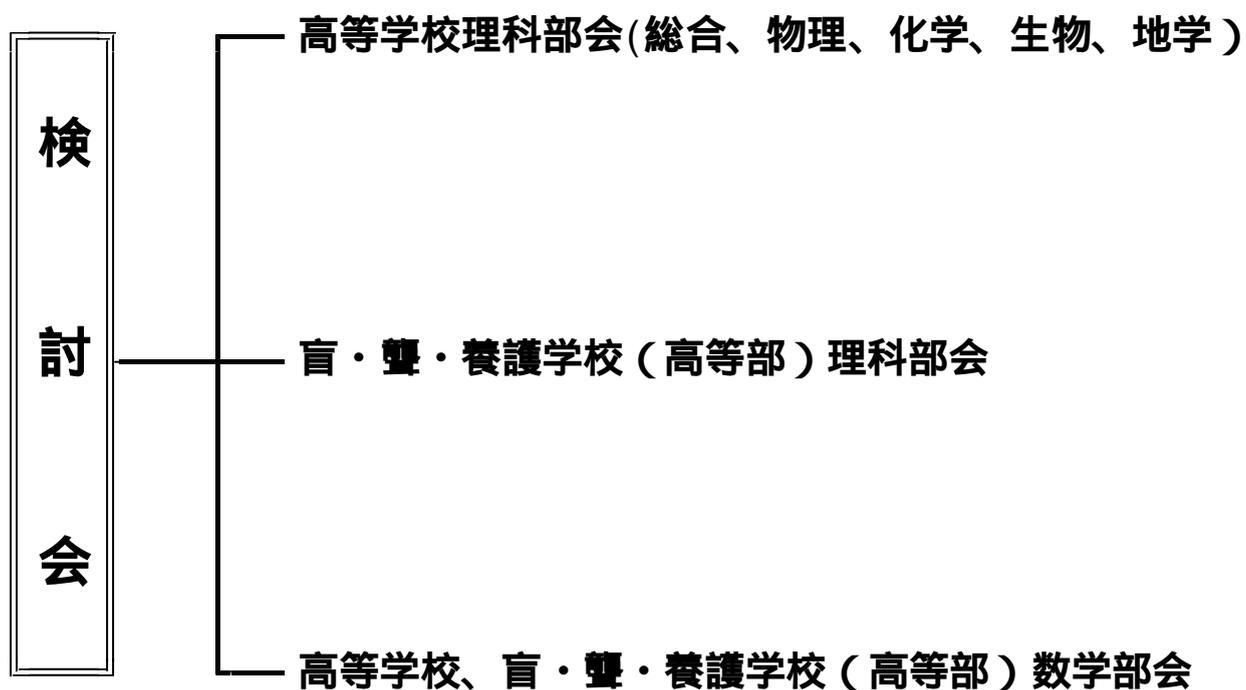
第二 中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の中学部

（略）

第三 高等学校、中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部

理科に関する教育のための設備	計量器	長さ、体積、質量、時間、温度及び電気計量器
	実験機械器具	力、運動、物性、熱、光、音、磁気、電気、化学、生物、天文、気象、岩石及び鉱物の実験又は観察に必要な機械器具
野外観察調査用具	標本	岩石、鉱物、化石、植物及び動物の標本
	模型	機械（聾学校に限る。）、地質、鉱物、植物、動物及び人体の模型
数学に関する教育のための設備	提示説明器具	確率・統計の説明に必要な器具
	実験実習器具	確率・統計の実験実習に必要な器具
備考 数学に関する教育のための設備にあつては、標準的なものとして備えられるべき教材以外のものとする。	計算機器	計算・思考の手順の分析・系列化等の指導及び計算処理に必要な計算機

理科教育等設備基準改訂のための検討会の構成
高等学校、盲・聾・養護学校(高等部)



理科教育等設備基準改訂のための検討会委員名簿
高等学校及び盲・聾・養護学校（高等部）

（会長） 山極 隆 玉川大学文学部教授
（副会長） 菊池 正仁 東京都立武蔵高等学校長

（小学校理科部会長）

金子 美智雄

埼玉県所沢市立所沢小学校長

（中学校理科部会長）

小野 具彦

東京都中野区立中央中学校長

（小学校、中学校、盲・聾・養護学校（小中学部）算数・数学部会長）

清水 静海

筑波大学教育学系助教授

（ ）：部会長、 副部会長）

【高等学校理科部会】

（総合）

神田 亮二

東京都立桐ヶ丘高等学校教諭

清水 一幸

東京都立八王子工業高等学校教頭

土屋 博

東京都立神代高等学校教諭

（物理）

内記 昭彦

東京都立成瀬高等学校教諭

右近 修治

神奈川県立城郷高等学校教諭

（化学）

吉澤 純夫

東京都立戸山高等学校教諭

川勝 健二郎

本郷高等学校教諭

（生物）

菊池 正仁

東京都立武蔵高等学校長

降幡 高志

東京都立新宿高等学校教諭

（地学）

森下 忠志

東京都立調布南高等学校教諭

買手屋 仁

東京女子体育短期大学教授

鈴木 将志

東京都立竹早高等学校教諭

【盲・聾・養護学校（高等部）理科部会】

（盲学校）

石崎 喜治

筑波大学附属盲学校教諭

鳥山 由子

筑波大学教授

（聾学校）

今井 二郎

筑波大学附属聾学校副校長

河野 隆弘

千葉県立千葉聾学校教諭

（養護学校・肢体不自由）

青山 正人

筑波大学附属桐ヶ丘養護学校教諭

野田 克典

千葉県立桜ヶ丘養護学校教諭

（養護学校・病弱）

鎌田 哲夫

千葉県立仁戸名養護学校教諭

窪田 讓

神奈川県立秦野養護学校教諭

（養護学校・知的障害）

竹林地 毅

国立特殊教育研究所室長

（盲・聾・養護学校（小・中学部）理科部会長）

山下 宏子

埼玉県立大宮北養護学校長

【高等学校、盲・聾・養護学校（高等部）数学部会】

（高等学校）

佐藤 言

東京都立墨田川高等学校教諭

杉本 尚平

岡山県教育庁企画主幹

山本 芳彦

大阪大学教授

（盲学校）

吉田 明史

奈良県立教育研究所教科教育部長

（聾学校）

遠藤 利三

筑波大学附属盲学校教諭

（養護学校）

最首 一郎

筑波大学附属聾学校教諭

森 和彦

東京都立足立養護学校長